

東急電鉄株式会社からの鉄道及び軌道の旅客運賃の上限変更
認可申請に係る審議（3回目）

1. 日 時

令和4年2月1日（火） 10:30～11:20

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

原田尚志（会長）、牧満（会長代理）

河野康子、山田攝子、和田貴志、二村真理子

<国土交通省>

鉄道局：中澤旅客輸送業務監理室長ほか

事案処理職員：運輸審議会審理室 北間、町田、本間、佐藤、上埜

4. 議事概要

- 鉄道局から、前回の審議時に委員から質問のあった事項について、説明した。
- 運輸審議会委員からは、
 - ① 平年度3か年合計の収支率について99.6%とあるが、新型コロナウイルスの影響がないとしたら、どのくらいになるか。
 - ② 適正コストに示している計算式とか、要素として入っているものの中には、今後の鉄道事業の持続可能性や社会の利便性を高めるための視点等はあるのか。
 - ③ 適正コストは、実績コストよりも低く算出されているが、適正コストに合わせるためには経営努力が必要だという理解でよいか。
 - ④ 投資の必要性及び内容はどのようにチェックされるのか。等について、質問及び意見があった。
- これに対し、鉄道局からは、
 - ① 前提が難しいので、新型コロナウイルスの影響がないとした場合の収支率は計算をしていないが、輸送需要が平成28年度、平成29年度、平成30年度の対前年度伸び率で今後も推移するとし、原価が変わらないと仮定すれば、収支率はさらに良くなることが予想される。

- ② ヤードスティック方式では、バリアフリー設備や安全性確保に掛かる投資は適正コストとして評価されない。今後、ご指摘の事項は議論する。
 - ③ そのとおりである。
 - ④ 鉄道事業者へのヒアリングを通じて、安全性を確保するための投資が着実に行われていることを確認すること等が考えられる。
- 等の回答を得た。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。